

資料編



資料編

1 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2020 の進捗状況

推進計画 2025 に基づき、平成 29（2017）年度から令和 2（2020）年度において進めてきた実施計画 2020 の重点事業について、進捗状況を踏まえて総括評価します。

(1) 取り組みの指針 1 地域で支えあう「ひと」の「もてなしの心」を育みます

「地域で支えあう『ひと』の『もてなしの心』を育みます」の分野では、「板橋区ユニバーサルデザインガイドライン」を作成し公開することで、区職員、区民、地域活動団体、事業者の配慮すべきユニバーサルデザインの行動指針を整理しました。また、ユニバーサルデザイン啓発パンフレット「まちの中で気づくかな？」を作成し配付することにより、区民に対するユニバーサルデザインの意識啓発に努めてきました。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた取り組みを通じて、区職員及び区民に対して多様な立場の方を理解する学びの機会の充実を図ってきました。

当指針については、3 項目の重点事業が「順調」、1 項目の重点事業が「完了」となっています。

(2) 取り組みの指針 2 「くらし」を支える「まち」の力を引き出します

「『くらし』を支える『まち』の力を引き出します」の分野では、屋外案内標識デザインガイドラインを作成・活用することにより、区が設置する標識の統一的なルールを定め、だれもが一目でわかるような情報の提供を推進してきました。

また、福祉避難所の整備や備蓄物資を整備することで、要配慮者への支援体制の構築を図りました。

さらに、区ホームページにおいて公開している「おでかけマップ」について、設備情報の追加などマップの利用者が使いやすいような改修などを進めることにより、だれもが社会参加しやすい環境を整備しました。

当指針については、4 項目の重点事業が「順調」、1 項目の重点事業が「完了」となっています。

(3) 取り組みの指針 3 安心・安全で魅力ある「まちの空間づくり」を進めます

「安心・安全で魅力ある『まちの空間づくり』を進めます」の分野では、区民などの要望を踏まえ、鉄道事業者との協議・調整を行い、「駅エレベーターや内方線付き点状ブロックの設置」を進め、区内すべての鉄道駅でワンルートが確保

されるなど、交通環境のユニバーサルデザイン化を推進しました。

また、公共施設の改築・改修に当たっては、「ユニバーサルデザインチェック」を通じて、施設の価値を高める魅力ある設計となるよう整備を進めてきました。

当指針については、6項目の重点事業が「順調」、3項目の重点事業が「完了」となっています。

(4) 取り組みの指針4 ひと・まちを支えユニバーサルデザインを効果的に推進するための「しくみ」を整えます

「ひと・まちを支えユニバーサルデザインを効果的に推進するための『しくみ』を整えます」の分野では、「板橋区ユニバーサルデザインガイドライン」において、事業などを企画・運営する際に、ユニバーサルデザインの観点から配慮する事項をまとめ示すことで、だれもが参加しやすい事業を企画・運営できる環境を整備しました。

また、さまざまな専門分野を持つ区職員で構成された組織横断的な会議体である「ユニバーサルデザイン推進調整会議」を新たに設けることで、ユニバーサルデザインの観点到りスパイラルアップしていく施設整備体制のしくみを構築しました。

当指針においては、4項目の重点事業すべてが「順調」となっています。

全体としてみると、約7割の重点事業が「順調」となっており、計画どおり順調に推移してきたことがわかります。

【図表16】ユニバーサルデザイン推進計画2025 実施計画2020（重点事業）の進捗状況

取り組みの指針	順調	完了	繰り延べ等	計
取り組みの指針 1 地域で支えあう「ひと」の「もてなしの心」を育みます	3	1	0	4
取り組みの指針 2 「暮らし」を支える「まち」の力を引き出します	4	1	0	5
取り組みの指針 3 安心・安全で魅力ある「まちの空間づくり」を進めます	6	3	0	9
取り組みの指針 4 ひと・まちを支えユニバーサルデザインを効果的に推進するための「しくみ」を整えます	4	0	0	4
計	17	5	0	22

コラム | 絵本のまちいたばし

【板橋区立美術館で所蔵しているさわる絵本】



板橋区では、「絵本のまち板橋」をテーマに、絵本を身近に感じ、手に取って親しめる環境づくりに取り組んでいます。

この一環として、板橋区立美術館では、イタリアで制作された「さわる絵本」を恒例の絵本原画展で特別展示するため所蔵しました。さわる絵本は、2次元的なフラットな絵にはない立体感や、触覚という世界の豊かさを感じることができます。絵本を見るだけでなく、さまざまな材質や特徴的な形状の物をさわることにより、すべての子どもが楽しむことができます。

例えば、物が見えない・見にくい子どもが、物の材質や形状などさまざまなことを学習するきっかけとすることができます。

また、文字の読めない子どもでも、直感的に内容を楽しむことができるほか、大人が想像力を膨らませるしかけの絵本も用意されています。

「さわる絵本」は一人でも楽しむことができるほか、親子で読み聞かせを行ったり、障がいのある・なしや国籍を超えた友達と遊びながら読んだりすることができます。そのため、多様な立場の方が同じ絵本を楽しみ、共有できる機会とすることができます。

ユニバーサルデザインを理解し実践するためには、子どもの頃から多様な立場を理解することが大切です。絵本のまちの取り組みを契機に、多様な立場を学ぶ機会を創出していきます。

コラム | あずさわスポーツフィールド（小豆沢公園内）

【メインゲート】



【あずさわループ】



【多目的広場】



令和2年7月24日に、にぎわいを感じることができるスポーツ公園として、「あずさわスポーツフィールド」がリニューアルオープンしました。

公園に設置された楕円形の通路「あずさわループ」は、一部が崖線の上に張り出しているため、自然の中を空中散歩しているような感覚でウォーキングやランニングが楽しめます。

【複合遊具】



この公園の空間づくりは、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた工夫をしています。

多目的広場や園路の舗装には、さまざまな模様が描かれており、子どもの自由な発想で遊びのルールを作り、年齢や能力に関係なく、多様な子どもたちが交流できるようにしています。

また、子どもが自分に合った遊び方や挑戦レベルを選べる複合遊具も設置

されています。スライダー部分は幅が広いので、大人が子どもを抱えて一緒に滑ることもできます。

この他にも、保護者が安心して子どもを見守ることができる見通しのいい空間づくりや、だれでもトイレを完備したレストルームの設置など、多様な利用者ののびのびと遊び、憩うことができる公園となっています。

コラム | 中央図書館

【メインエントランス】



【ボローニャギャラリー】



【おはなしの部屋】



公園の緑に囲まれた心地よい環境の中で、未来をはぐくむ新たな拠点として、「中央図書館」が令和3年3月にグランドオープンしました。

「中央図書館」は、さまざまな世代や利用目的の人々のニーズに応え、人々が集い、交流できる場となるよう、フロアごとに特性を持たせています。

1階は、公園と連続するにぎわいと活気のある「動」のフロアです。親子で本を楽しむ「おはなしの部屋」や、世界の絵本の魅力を発信する「ボローニャ絵本館」などを設置しています。子どもが本に興味を持てるよう、書棚の高さや展示方法などに工夫をし、子ども連れの方が快適に過ごせるよう「赤ちゃんの駅」などの設備も充実させています。

また、利用者同士の交流の場となるカフェやホールなども設け、にぎわいのある憩いの空間となっています。

2階は、図書館の中心、あらゆる情報が集まるフロアです。一般開架のほか、公園の緑を感じながら読書ができる「読書テラス」や、中高生の学びの場となる「ティーンズコーナー」などを設置しています。

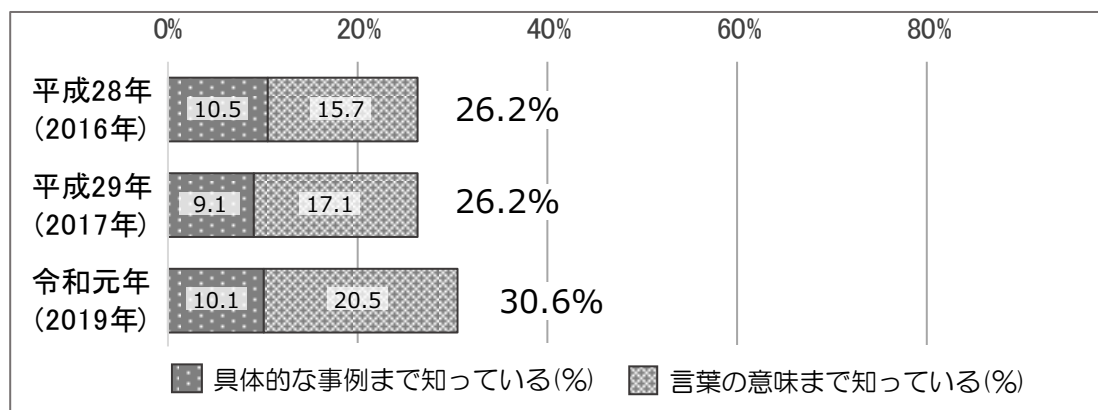
3階は、区民の書斎として、集中して読書・研究に取り組めるフロアです。防音仕様で静かな「学習ルーム」や、板橋の郷土愛をはぐくむ「地域資料コーナー」、点字図書や録音資料を配架する「点字資料室」などを設置しています。

図書館は区内外にかかわらず、すべての利用者にかかれた施設です。フロアごとに、色彩や照明、インテリアなど、空間全体をデザインすることで、多様な目的をもつ利用者が、ともに心地よく過ごせる図書館となっています。

2 ユニバーサルデザインに係る区民及び区職員の認知度

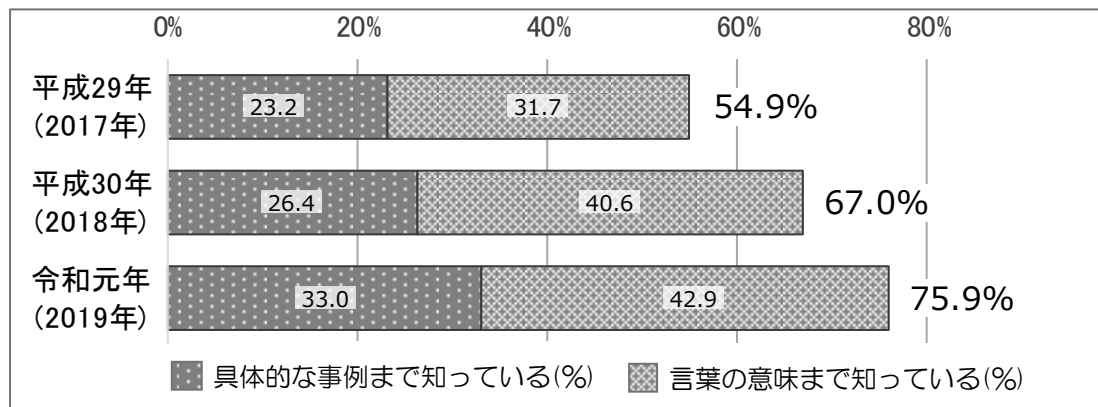
下表は、ユニバーサルデザインについてどの程度知っているかの問いに対して、「具体的な事例まで知っている」、「言葉の意味まで知っている」、「言葉だけは聞いたことがあった」または「知らなかった（今回初めて聞いた）」の4つの選択肢のうち、「具体的な事例まで知っている」または「言葉の意味まで知っている」と回答した人の年度別推移を示しています。

【図表17】 区民のユニバーサルデザインの認知度



板橋区区民意識意向調査より作成

【図表18】 区職員のユニバーサルデザインの認知度



ユニバーサルデザインに関する職員アンケートより作成

3 計画事業とSDGsのゴールの関係

実施計画 2025 で推進する計画事業とSDGsの17のゴールの関係性を以下のとおり整理します。

【図表19】計画事業とSDGsの関係

番号	事業名	SDGsの17のゴール																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
01	UDガイドラインの更新			●							●	●						●
02	UD事例集の設置・活用			●							●	●	●					●
03	子どもに対するUDの普及啓発			●	●						●							●
04	ダイバーシティフェアの実施			●		●					●							●
05	障がい者理解促進事業			●	●						●							●
06	オリンピック・パラリンピック教育の取り組みの充実				●						●						●	
07	UD研修の実施			●	●						●	●						●
08	職員提案制度によるUDの推進			●							●							
09	UD展示の実施			●							●	●						●
10	UD出前講座の実施			●	●						●							●
11	高齢者に対するUDの普及啓発			●														●
12	障害者差別解消法研修の実施			●	●				●		●	●					●	●
13	シニア世代活動支援プロジェクトの推進			●								●						●
14	認知症カフェ			●								●						●
15	児童や生徒の国際理解教育等の充実				●				●		●	●						●
16	日本語教室の開催				●						●							●
17	中学生と乳幼児のふれあい体験事業				●	●												●
18	中学・高校生の子育て体験事業			●	●	●												●
19	男女平等参画のための情報発信					●			●		●						●	
20	環境教育の推進				●			●					●	●	●	●		●
21	UDニュースの発行			●							●	●						
22	カラーUD相談窓口			●							●							
23	魅力発信サポート事業の実施			●							●							
24	男女平等参画のための区職員の理解促進					●			●		●						●	
25	だれもが使いやすいホームページの運用			●							●			●			●	●
26	広報いたばしのUD化			●							●						●	
27	板橋区役所受付案内システムを活用した案内			●							●						●	
28	行政手続きにおけるオンライン申請の拡大								●	●	●	●						
29	福祉避難所の整備											●		●				●
30	おでかけマップの管理・充実			●		●	●			●	●							●
31	コミュニケーション支援機器等の活用			●					●		●							●
32	防災情報のUD化									●	●			●				●
33	避難所におけるUDの推進			●							●			●				●
34	要配慮者支援体制の充実										●			●				●
35	女性のための災害対策ハンドブックの運用					●					●			●				●
36	外国人の防災訓練への参加促進								●		●	●		●			●	●
37	板橋区統合アプリ「ITA-Port」の運営			●		●			●	●	●		●	●				
38	板橋区観光アプリ「ITA-マニア」の運営			●					●	●	●							
39	いたばし子育てナビアプリ			●		●				●	●							●
40	屋外案内標識デザインガイドラインに基づく整備										●	●						

番号	事業名	SDGsの17のゴール																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
41	呼びかけ看板等の多言語化										●	●						
42	多言語の情報提供			●					●	●	●	●		●				●
43	いたばし観光ガイドマップの多言語化								●		●							●
44	「板橋区授業スタンダード」に基づいた「わかる できる 楽しい」授業の推進				●						●							
45	手話講習会の実施			●	●						●							●
46	板橋区版AIPの深化・推進			●								●						●
47	見守りネットワーク			●								●						●
48	国際交流員・語学ボランティアによる通訳支援			●	●				●		●	●					●	●
49	窓口における電話通訳対応			●					●		●	●					●	●
50	妊婦・出産ナビゲーション事業			●		●												●
51	児童館子育て相談エール			●		●												●
52	自転車利用ルール推進			●						●	●							●
53	小学生自転車運転免許証交付事業			●														
54	スポーツ・レクリエーションを通じた障がい者の社会参加			●	●						●							●
55	障がい者の就労促進			●					●		●							●
56	スマイルマーケットの運営			●					●		●							●
57	外国人児童・生徒への日本語学習初期支援				●						●							
58	赤ちゃんの駅の指定			●		●						●						●
59	バリアフリー相談窓口			●							●	●						●
60	UDチェックの実施			●	●	●	●				●	●	●	●				
61	公園のUD化					●						●	●					
62	魅力ある学校づくりの推進				●		●						●					
63	(仮称)子ども家庭総合支援センターの整備	●	●	●														
64	鉄道駅エレベーターの設置促進			●						●	●	●						●
65	鉄道駅ホームドアの設置促進											●						●
66	無電柱化の促進											●		●				●
67	大山駅周辺地区まちづくり事業の推進									●	●							●
68	板橋駅周辺地区まちづくり事業の推進									●	●							●
69	上板橋駅南口駅前地区まちづくり事業の推進									●	●							●
70	高島平地域まちづくり事業の推進										●		●					●
71	東板橋体育館周辺スポーツ施設整備			●								●	●					
72	公園・公衆トイレの改修					●						●	●					
73	本庁舎サインの適正な維持管理			●							●							
74	公共施設の情報共有										●	●	●					●
75	介護保険による住宅改修の給付			●								●						
76	高齢者住宅設備改修助成事業の実施			●								●						
77	障害者総合支援法による住宅改修助成			●								●	●					
78	住宅リフォーム支援事業			●								●	●					
79	商店街バリアフリー促進事業			●								●	●					●
80	福祉のまちづくり整備指針の運用等			●								●	●					●
81	区有地を活用した電気自動車のカーシェアリング事業						●					●		●				
82	シェアサイクルの実証実験									●	●	●						
83	公共交通の機能向上と整備促進											●		●				●
84	区道の補修			●								●		●				
85	歩道の段差解消			●								●						

番号	事業名	SDGsの17のゴール																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
86	自転車通行空間の整備			●							●							
87	自転車駐車場の改修						●				●	●						
88	UD 推進協議会を活用したまちづくりの推進			●						●	●							●
89	会議・イベント等に参加できる環境整備の推進			●		●				●								●
90	UD 推進調整会議の設置・活用			●	●	●	●			●	●	●	●					
91	UD アドバイザーの設置・活用			●	●	●	●			●	●	●	●					●
92	事業運営のスパイラルアップの共有			●		●				●								
93	板橋区 UD 賞の実施			●					●	●								●
94	いたばしグッドバランス推進企業表彰			●		●		●		●								●
95	多様な主体との連携体制の構築			●						●								●
96	パブリックコメントの実施									●							●	●
97	いたばしタウンモニター・e モニターの実施									●							●	●
98	情報公開の推進									●							●	●
99	板橋区コミュニティ・スクールの推進				●	●											●	●
100	登録保育者派遣			●		●				●								●
101	UD に関するアンケート調査の実施			●						●								●
102	板橋区福祉有償運送運営協議会の運営			●						●								●
103	板橋区総合窓口運営連絡会の実施			●						●							●	
104	施設整備に係るプロジェクトマネジメント										●	●						
105	優良事業等報奨制度			●	●	●		●			●	●	●					

※表の中では、ユニバーサルデザインをUDと略します。

SDGsの17のゴール

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう |
| 2 飢餓をゼロに | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 4 質の高い教育をみんなに | 12 つくる責任つかう責任 |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 6 安全な水とトイレを世界中に | 14 海の豊かさを守ろう |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 15 陸の豊かさを守ろう |
| 8 働きがいも経済成長も | 16 平和と公正をすべての人に |
| | 17 パートナリーシップで目標を達成しよう |

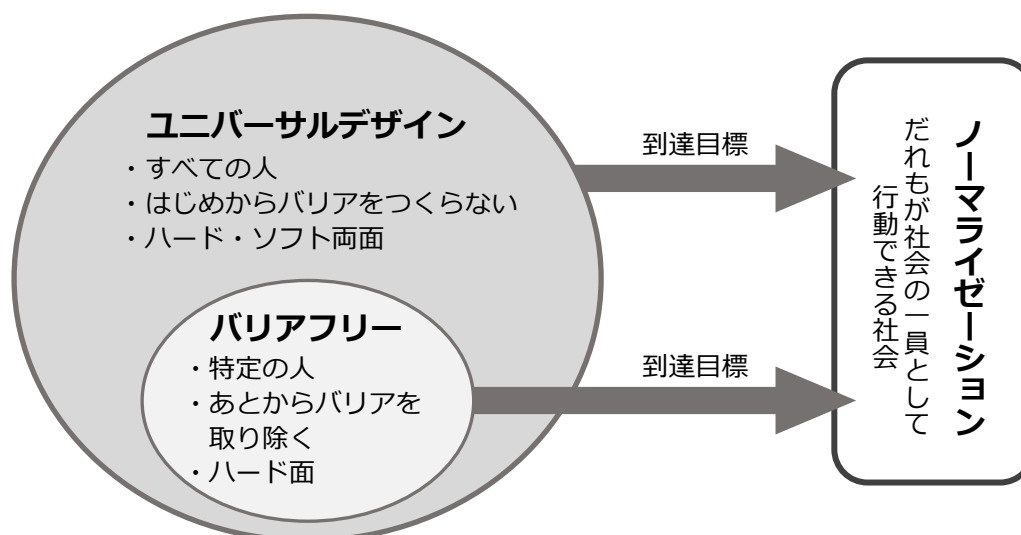
4 バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーもユニバーサルデザインも、障がいのある・なしにかかわらず、だれもが社会の一員として行動できるノーマライゼーションの考え方に基づく社会をめざすという到達目標は共通しています。

一方、具体的な取り組みという点では、バリアフリーは、障がい者や高齢者など、特定の人でも利用できるように、あとから施設などのバリア（障壁）を取り除くこととされています。それに対し、ユニバーサルデザインは、はじめからすべての人が利用できるように、施設やサービスなどハード・ソフトの両面において、バリア（障壁）をつくらないことと整理できます。

以上を踏まえると、到達目標をめざすうえで、バリアフリーの取り組みは、ユニバーサルデザインの取り組みに含まれるという言い方もできます。

【図表20】 バリアフリーとユニバーサルデザインの関係



【図表21】 バリアフリーとユニバーサルデザインの特徴

	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
対象者	特定の人 (障がい者・高齢者など)	すべての人 (年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず)
考え方	あとから バリア（障壁）を取り除く	はじめから バリア（障壁）をつくらない
主な対象	ハード面	ハード・ソフト両面
取り組みの前提	バリア（障壁）は すでに存在している	バリア（障壁）がない ことがあたりまえ
取り組みの姿勢	特定の人にとって 利用上のバリア（障壁）の 数を減らしていく	すべての人にとって、 さらに利用上の質が高まるように 絶えず改善に取り組む

5 ユニバーサルデザインの7原則

ユニバーサルデザインの考え方を理解するうえで基本となるものであり、環境、製品、コミュニケーションなどを含めて、デザインに関わる幅広い分野での方向性が明確に示されたものです。

【図表22】ユニバーサルデザインの「基本原則」（7原則）

原則		内容		【例】
原則①	公平性	だれにでも公平に利用できること	だれにでも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること	○自動ドアの出入口
原則②	柔軟性	利用者に応じた使い方ができること	使う人のさまざまな好みや能力に合うように作られていること	○立位、座位どちらでも使える申請書記載台 ○階段、エレベーター、エスカレーターが併設された駅
原則③	単純性 直感性	使い方が簡単ですぐわかること	使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく作られていること	○ピクトグラムを活用したサイン ○小さな子どもでもわかる絵で書かれた説明書
原則④	認知性	必要な情報がすぐに理解できること	使用状況や、使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること	○文字・記号、音・音声、触知図・振動など複数の情報伝達方法を組み合わせたサイン
原則⑤	安全性	使い方を間違えても、重大な結果にならないこと	ついうっかりしたり、意図しなかったりした行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること	○駅のホームドア ○パソコンなどの誤操作防止のための確認表示
原則⑥	効率性 省力性	無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること	効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること	○レバー式ドアノブやバー付きスライドドア ○購入ボタン、取り出し口が腰の高さにある自動販売機
原則⑦	快適性	アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること	どんな体格や、姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること	○だれでもトイレ ○ボタン部分が大きいスイッチ ○幅が広い自動改札機

6 ユニバーサルデザインの価値向上を図る要件

【図表23】ユニバーサルデザインの「価値向上要件」

原則		内容	【例】
A	真正性	本来の価値や感性価値を提供するしつらえ、演出、もてなしの提供に配慮されていること	○歴史・文化遺産への観光客の受け入れだけを考慮した過度な整備ではなく、その歴史的・文化的な価値を残し、伝えるために行う保存整備
B	公益性	新たに創造した価値、または、再評価で見出した価値をグローバル化・ブランド化・スタンダード化し、地域的・社会的な課題の解決やライフスタイルの向上につなげていること	○温水機能付き便座の一般家庭への普及 ○地域の伝統産業の技術を活用した間伐材利用商品のブランド化による林業の活性化と森林保護活動の充実
C	地域性	地域の特徴（地形、気候風土など）や文化との調和や継承・強化に配慮されていること	○雪国の雁木空間の維持・活用 ○地域の伝統的な祭りで神輿が通る経路に配慮した道路設計・改善
D	審美性	人の愛着を生み、周辺環境と調和し、魅力的で美しいこと	○歴史的な街並みや景観（伝統的建造物群保存地区など）の価値との調和を図る環境整備
E	価格妥当性	だれもが手に入れられる、利用できる価格であること コストパフォーマンスが高いこと	○シャンプーとリンスの違いを容器の凹凸の違いで区別（特別な装備によるコスト増加を回避し、安価で商品提供） ○だれもが自立的に利用でき、安価でサービスを楽しむセルフサービスのしくみ
F	持続可能性	<p>【環境への配慮】 地球環境への負荷が少ないこと</p> <p>【継続的・長期的利用への配慮】 耐久性・可変性・可動性・改変性・付加性が高く、さまざまな変化にフレキシブルに対応できる機能を有し、継続的・長期的に利用できること</p> <p>【幅広い世代への配慮】 いかなる世代にも不利にならず、世代を超えて利用できるデザインであること</p>	<p>○省エネルギー、再生可能エネルギー活用</p> <p>○ゼロエミッション(資源循環)社会</p> <p>○スマートシティ(脱炭素・環境配慮都市)</p> <p>○住宅の長寿命化</p> <p>○スケルトン・インフィル住宅（間取りが変更可能な住宅）</p> <p>○アダプティブデザイン（ニーズ変化に応じて取り外しや移設可能など、可変性・可動性のあるデザイン）</p> <p>○環境や時期の違いに対応した施設（昼・夜／雨天・晴天／季節／日常時・災害時／日常時・イベント時）</p> <p>○生態系保全（生物多様性）</p> <p>○ダイバーシティ（多様性の受け入れ）</p> <p>○CSV（クリエイティブ シェアード バリュー：共有価値の創造／事業による社会的価値と経済的価値の同時実現）</p>

【図表24】ユニバーサルデザインの「プロセス要件」

原則	内容	【例】
ア 参画・ 協働性	多様なニーズを反映するために、あらゆるプロセス（過程）の中でさまざまな関係者による協働が図られていること	<ul style="list-style-type: none"> ○施設整備の構想検討段階からの区民参加 ○セーフコミュニティ（多主体協働による地域の安全・健康保持の継続的推進）
イ 主体性 自立性	周囲の方が不便・困難と思うことに対して自ら積極的にかかわったり、自分でできることはできるだけ自分で行おうとしたりするプロセスがあること	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関で席をゆずる ○段差のある道路で移動を手伝う ○手助けを必要とせず、自分一人で行うことができる ○子どもや高齢者の歩行者に配慮して自転車を押し歩きする ○接客・接遇の体験講習会 ○商店街の各店舗による買い物客へのトイレ提供サービス

7 東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進条例

平成 14 年 3 月 11 日板橋区条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、東京都板橋区(以下「区」という。)において、すべての区民が基本的人権を尊重され、あらゆる場面で社会参加できるよう、区、区民、事業者及び地域活動団体のそれぞれの責務を明らかにし、それぞれが協働することにより、ユニバーサルデザインの総合的な推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ユニバーサルデザイン すべての人が年齢、性別、国籍及び個人の能力にかかわらず、一人ひとりの多様性を尊重され、あらゆる場面で社会参加ができる環境を整えることをいう。

(2) バリアフリー すべての人が自由に行動し、社会参加するうえで妨げとなる物理的、制度的、社会的及び心理的な様々な障壁をつくらないこと及び取り除くことをいう。

(3) 区民 区内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は区内に土地若しくは建物を所有し、若しくは権原に基づき占有する者をいう。

(4) 事業者 区内に事務所又は事業所を有する法人その他のものであって、事業(営利を目的とするものに限る。)を行うものをいう。

(5) 地域活動団体 区内に事務所又は事業所を有する法人その他のものであって、地域において事業(営利を目的とするものを除く。)を行うものをいう。

(区の責務)

第 3 条 区は、ユニバーサルデザインの推進に関する総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 区は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、区民、事業者及び地域活動団体の意見を反映しなければならない。

3 区は、自ら設置し、又は管理する施設をユニバーサルデザインに配慮して整備しなければならない。

4 区は、施策、事業等を実施するに当たっては、ユニバーサルデザインに配慮しなければならない。

5 区は、ユニバーサルデザインに関する理解を深めるため、区の職員、区民、事業者及び地域活動団体に対し、必要な措置を講ずるものとする。

(区民の責務)

第 4 条 区民は、ユニバーサルデザインについて理解を深め、自ら及び相互に協力してユニバーサルデザインを推進するよう努めるとともに、バリアフリーを推進する責務を有する。

2 区民は、区が実施するバリアフリーの推進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、ユニバーサルデザインについて理解を深め、区内に所有し、又は管理する施設及び提供する各種サービスについて、自ら及び相互に協力してユニバーサルデザインを推進するよう努めるとともにバリアフリーを推進する責務を有する。

2 事業者は、区が実施するバリアフリーの推進に関する施策に協力しなければならない。

(地域活動団体の責務)

第 6 条 地域活動団体は、ユニバーサルデザインについて理解を深め、地域で共有し、自ら及び相互にユニバーサルデザインを

推進するよう努めるとともに、バリアフリーを推進する責務を有する。

- 2 地域活動団体は、区が実施するバリアフリーの推進に関する施策に協力しなければならない。

(区、区民、事業者及び地域活動団体の相互理解等)

第7条 区、区民、事業者及び地域活動団体は、共通認識のもとに相互に立場を理解し、及び尊重し、協力し、及び連携してユニバーサルデザインを推進するよう努めるものとする。

- 2 区、区民、事業者及び地域活動団体は、共通認識のもとに相互に協力し、連携してバリアフリーを推進しなければならない。

(計画の策定)

第8条 区長は、ユニバーサルデザインに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために基本となる計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ユニバーサルデザインの推進に関する目標
- (2) ユニバーサルデザインの推進に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ユニバーサルデザインを総合的かつ計画的に実施するための施策

- 3 区長は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(助言、指導等)

第9条 区長は、区民、事業者及び地域活動団体がユニバーサルデザインを推進するに当たり、円滑な実施を確保するため、必要に応じ助言することができる。

- 2 区長は、公共の利用に供する施設その他の特にバリアフリーの推進が必要と認められる施設の所有者、管理者等に対し、バリアフリーの推進を指導し、又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 3 区長は、前項に規定する勧告を行う際は、あらかじめ次条第1項に規定する東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会の意見を聴かなければならない。

(ユニバーサルデザイン推進協議会)

第10条 第1条の目的を達成するため、区長の付属機関として、東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- (1) 推進計画に関する事項
- (2) 区民、事業者及び地域活動団体へのユニバーサルデザインの推進に関する意識啓発に関する事項
- (3) 前条第2項の規定による勧告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ユニバーサルデザインの推進に関する基本的事項

- 3 協議会は、前項各号に掲げる事項について、区長に意見を述べることができる。

- 4 協議会は、区民、事業者、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、区長の委嘱する委員18名以内をもって組織する。

- 5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

8 東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会規則

平成 14 年 5 月 30 日板橋区規則第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進条例（平成 14 年板橋区条例第 14 号）第 10 条に規定する東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(会長の選任及び権限)

第 2 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 協議会の会議は、これを公開する。ただし、協議会が特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、福祉部障がい政策課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

9 板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会 委員名簿

	役職	氏名	所属
学識経験者	会長	八藤後 猛	日本大学理工学部まちづくり工学科 教授
	会長代理	水村 容子	東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科 教授
	委員	桑波田 謙	(株)クワハタデザインオフィス 代表取締役
区民・団体等	委員	佐々木 宗雅	板橋区視覚障害者福祉協会 会長
	委員	寺田 香澄*	板橋区ママコミュニティ マム・スマイル
	委員	西端 龍三郎	(一社) 板橋区聴覚障害者協会 理事長
	委員	早坂 憩子	板橋区老人クラブ連合会 副会長
	委員	堀井 真由美	板橋福祉のまちをつくろう会 会計
	委員	マーシャル アダムス	元板橋区国際交流員
	委員	吉田 和雄	板橋区商店街連合会 副会長
	委員	渡辺 理津子	板橋区手をつなぐ親の会 会長
公募	委員	木村 緑理	公募区民
	委員	横山 あけみ	公募区民
事業者	委員	竹澤 大一	(一社) 東京都建築士事務所協会板橋支部 副支部長
	委員	湊 一成	東武鉄道(株)鉄道事業本部施設部 建築土木課長
行政機関	委員	上村 瑞城	東京都建設局第四建設事務所 補修課長
	委員	草深 玲安	東京都交通局建設工務部 計画担当課長
	委員	辻 泰弘	警視庁板橋警察署 交通課長

※前委員 山口 寛子 (第56回まで)

敬称略、50音順

10 板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会等の調査審議経過（令和2年度）

回数	日時	議題等（抜粋）
第56回	令和2年5月7日～ 同年5月18日 （書面による会議）	○板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025 実施計画2025策定方針(案)の検討
第57回	令和2年9月11日	○板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025 実施計画2025(素案)の検討
第58回	令和3年1月8日～ 同年1月22日 （書面による会議）	○板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025 実施計画2025(案)の検討

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、第56回及び第58回板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会は書面による会議とした。

11 板橋区ユニバーサルデザイン推進本部設置要綱

(平成 14 年 9 月 3 日区長決定)

(設置)

第 1 条 すべての区民が基本的人権を尊重され、あらゆる場面で社会参加できるよう区内のユニバーサルデザインを推進し、これに関する事項の調査検討を行い、総合的かつ効率的に施策を展開していくため、板橋区ユニバーサルデザイン推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) ユニバーサルデザインの推進施策について調査・検討すること。
- (2) ユニバーサルデザイン推進計画の策定に関すること。
- (3) その他ユニバーサルデザインに係わる重要な事項に関すること。

2 本部は、必要に応じ、別に定める東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会の助言を得るものとする。

(構成)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とする。
- 3 副本部長は、副区長とする。
- 4 本部員は、別表 1 に定める職にある者とする。
- 5 前項に定める者のほか、本部長は、必要と認める者を本部員に指名することができる。

(会議)

第 4 条 本部長は、必要に応じて本部を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長に事故あるときは、副本部長がその職を代理する。

(検討会)

第 5 条 本部の下に検討会を置く。

- 2 検討会は、本部の定める事項について調査・検討をする。
- 3 検討会の会員は、別表 2 に定める職にある者とする。ただし、別表 2 に定める職にある者のほか、本部長は、必要と認める者を会員に指名することができる。
- 4 検討会は、本部長が指名する本部員（以下「会長」という。）が招集し、会議を主宰する。
- 5 会長が事故あるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職を代理する。

(庶務)

第 6 条 本部及び検討会の庶務は、福祉部障がい政策課が行う。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

別表 1 <本部員>

- (1) 教育長
- (2) 政策経営部長
- (3) 総務部長
- (4) 危機管理室長
- (5) 区民文化部長
- (6) 産業経済部長
- (7) 健康生きがい部長
- (8) 福祉部長
- (9) 子ども家庭部長
- (10) 資源環境部長
- (11) 都市整備部長
- (12) 土木部長
- (13) 会計管理室長
- (14) 教育委員会事務局次長
- (15) 地域教育力担当部長

別表 2 <検討会>

- (1) 政策経営部政策企画課長
- (2) 政策経営部広聴広報課長
- (3) 政策経営部施設経営課長
- (4) 政策経営部教育施設担当課長
- (5) 総務部人事課長
- (6) 総務部庁舎管理・契約課長
- (7) 総務部男女社会参画課長
- (8) 危機管理室地域防災支援課長
- (9) 区民文化部地域振興課長
- (10) 区民文化部文化・国際交流課長
- (11) 区民文化部オリンピック・パラリンピック推進担当課長
- (12) 産業経済部産業振興課長
- (13) 健康生きがい部長寿社会推進課長
- (14) 福祉部障がい政策課長
- (15) 福祉部障がいサービス課長
- (16) 子ども家庭部子ども政策課長
- (17) 資源環境部環境政策課長
- (18) 都市整備部都市計画課長
- (19) 土木部計画課長
- (20) 土木部みどりと公園課長
- (21) 教育委員会事務局教育総務課長

12 板橋区ユニバーサルデザイン推進本部 本部員名簿

区分	氏名	役職
本部長	坂本 健	区長
副本部長	橋本 正彦	副区長
本部員	中川 修一	教育長
本部員	有馬 潤	政策経営部長
本部員	尾科 善彦	総務部長
本部員	林 栄喜	危機管理室長
本部員	森 弘	区民文化部長
本部員	堺 由隆	産業経済部長
本部員	五十嵐 登	健康生きがい部長
本部員	榎木 恭子	福祉部長
本部員	久保田 義幸	子ども家庭部長
本部員	渡邊 茂	資源環境部長
本部員	松本 香澄	都市整備部長
本部員	糸久 英則	土木部長
本部員	松田 玲子	会計管理室長
本部員	藤田 浩二郎	教育委員会事務局次長
本部員	湯本 隆	教育委員会事務局地域教育力担当部長

13 板橋区ユニバーサルデザイン推進本部（検討会）会員名簿

区分	氏名	役職
会長	榎木 恭子	福祉部長
委員	吉田 有	政策経営部政策企画課長
委員	荒井 和子	政策経営部広聴広報課長
委員	荒張 寿典	政策経営部施設経営課長
委員	千葉 亨二	政策経営部教育施設担当課長
委員	田中 光輝	人事課長事務取扱 総務部参事
委員	代田 治	総務部庁舎管理・契約課長
委員	小林 晴臣	総務部男女社会参画課長
委員	藤原 仙昌	危機管理室地域防災支援課長
委員	町田 江津子	区民文化部地域振興課長
委員	折原 孝	区民文化部文化・国際交流課長
委員	小田 健司	区民文化部オリンピック・パラリンピック推進担当課長
委員	木内 俊直	産業経済部産業振興課長
委員	織原 真理子	健康生きがい部長寿社会推進課長
委員	小島 健太郎	福祉部障がい政策課長
委員	河野 雅彦	福祉部障がいサービス課長
委員	雨谷 周治	子ども家庭部子ども政策課長
委員	田島 健	資源環境部環境政策課長
委員	内池 政人	都市計画課長事務取扱 都市整備部参事
委員	義本 昌一	土木部管理課長
委員	内田 洋二	土木部計画課長
委員	市川 達男	土木部みどりと公園課長
委員	近藤 直樹	教育委員会事務局教育総務課長

14 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2025 策定経過

	開催日	会議名等	検討事項	
令和2年	4月20日	第1回ユニバーサルデザイン推進本部 (検討会)	○ユニバーサルデザイン推進計画 実施計画 2025 策定方針(案)の検討	
	5月7日～ 5月18日	第56回ユニバーサルデザイン推進協議会		
	5月19日	第1回ユニバーサルデザイン推進本部		
	7月15日	第2回ユニバーサルデザイン推進本部 (検討会)	○板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2025(骨子案)の検討	
	7月28日	第2回ユニバーサルデザイン推進本部		
	8月19日	第3回ユニバーサルデザイン推進本部 (検討会)	○板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2025(素案)の検討	
	9月11日	第57回ユニバーサルデザイン推進協議会		
	10月20日	第3回ユニバーサルデザイン推進本部		
	11月14日～12月7日 パブリックコメントの実施			
	12月16日	第4回ユニバーサルデザイン推進本部 (検討会)	○パブリックコメントについて	
令和3年	1月8日～ 1月22日	第58回ユニバーサルデザイン推進協議会	○板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2025(案)の検討	
	1月26日	第4回ユニバーサルデザイン推進本部		

15 ユニバーサルデザイン啓発パンフレット「まちのなかで気づくかな？」

まちのなかで

気づくかな？

ひらいて
みよう！

いっしょに考えよう！

ユニバーサルデザインのこと

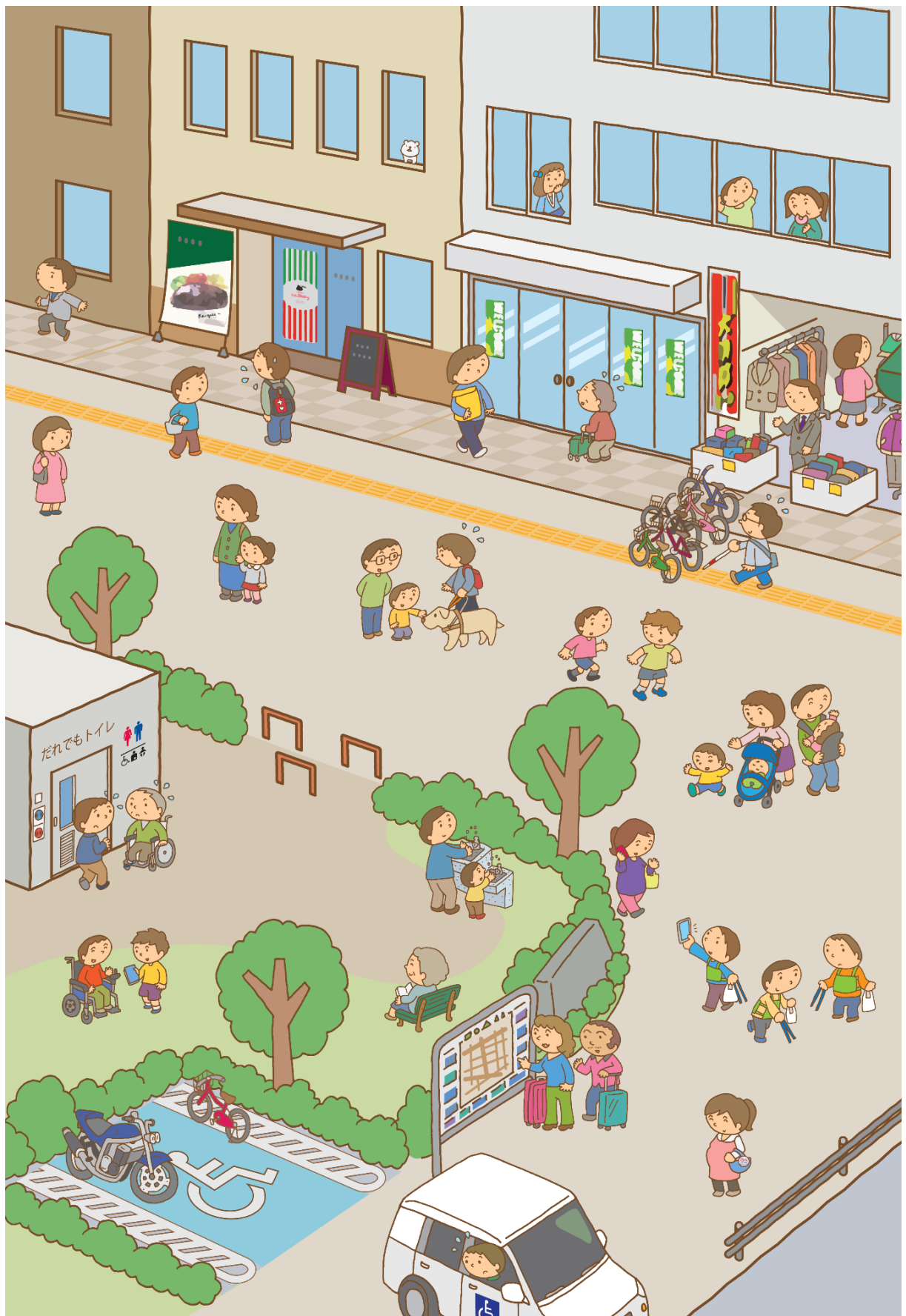


まちは、買い物をしたり、食事をしたり、遊んだり、おしゃべりをしたり、働いたり、さまざまな人のくらしを支える場所です。

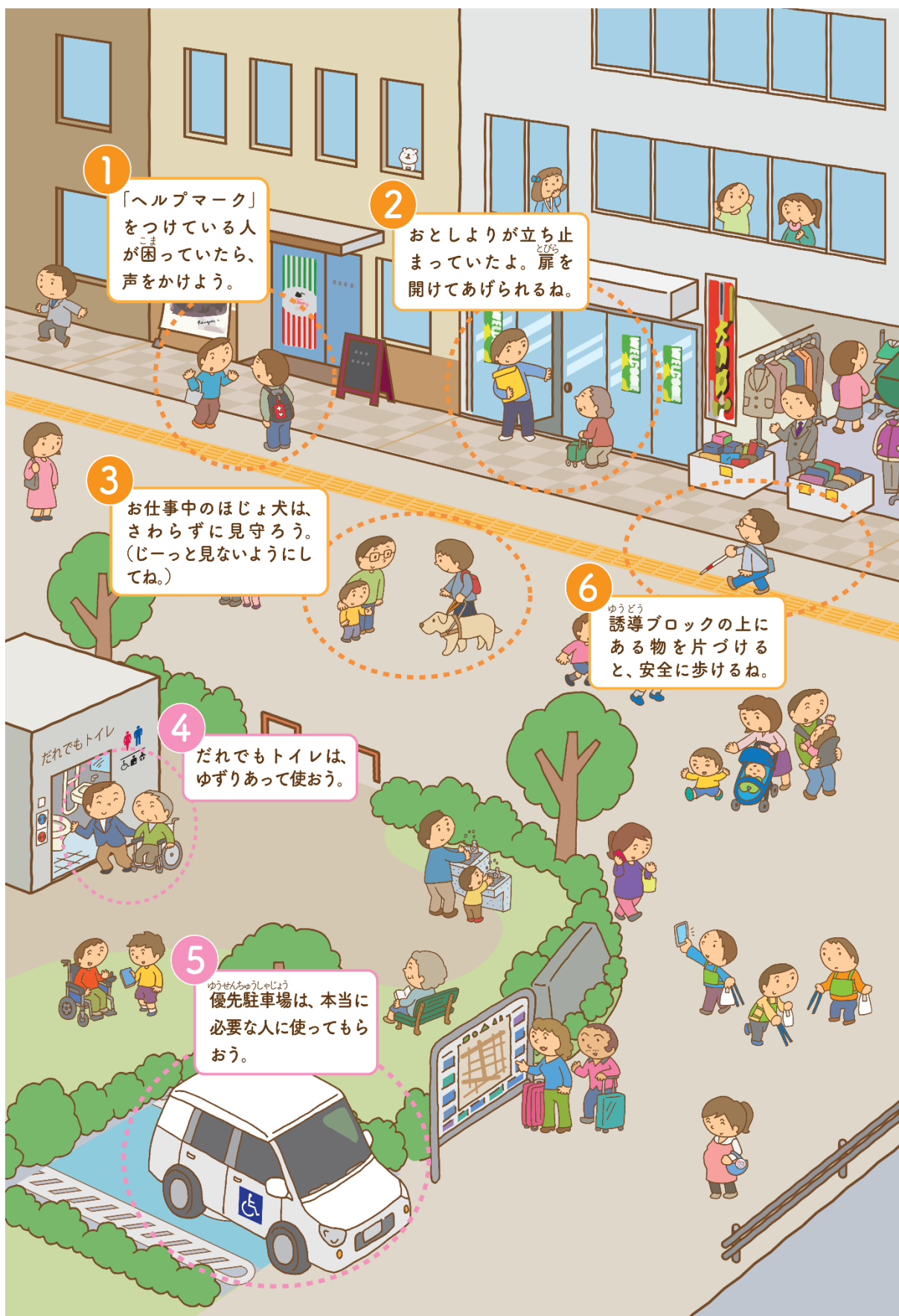
みんなが相手のことを思って、いろいろな工夫やちょっとしたお手伝いをすれば、もっと多くの人がまちに出かけやすくなります。

自分に何ができるか、いっしょに考えてみましょう。

板橋区







1 「ヘルプマーク」をつけている人が困っていたら、声をかけよう。

2 おとしよりが立ち止まっていたよ。扉を開けてあげられるね。

3 お仕事中のほじょ犬は、さわらずに見守ろう。(じーっと見ないようにしてね。)

6 誘導ブロックの上にある物を片づけると、安全に歩けるね。

4 だれでもトイレは、ゆずりあって使おう。

5 優先駐車場は、本当に必要な人に使ってもらう。



気づきと声かけ

まちには「動くこと」「見ること」「聞くこと」「伝えること」「理解すること」などに^{こま}困っている人がいます。きみにはどんなことができるかな？いっしょに考えて、^{こま}困っている人を見かけたら声をかけてみよう。



1. 「何かお手伝いしましょうか？」

→^{こま}困っている人や迷っている人がいたら、^{まよ}笑顔でゆっくり、相手の顔を見て、声をかけてみよう。

2. 「どうすればいいですか？」

→自分だけで考えずに、どのようなお手伝いができるか、聞いてみよう。

● サインに気づこう！

まちには、きみに何かを伝えるために、サインを出している人がいるかもしれないよ。

例) ヘルプマーク



見た目では気づいてもらにくい障がい^{しょうがい}があることを周りに知らせているよ。

例) 白杖^{はくじょう}SOS



白い杖^{つえ}をかかげるのは、^{こま}困っているサインだよ。ゆっくり声をかけてみよう。

例) マタニティマーク



おなかに赤ちゃんがいるよ。思いやりの気持ちで行動しよう。

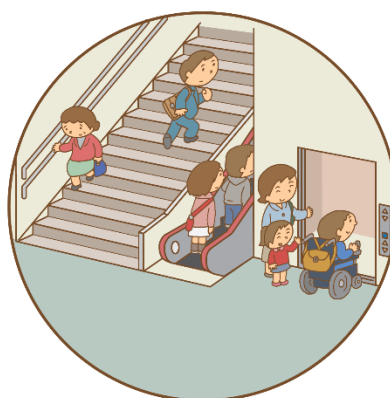
ゆずりあい

エレベーター、だれでもトイレ、ゆうせんちゆうしゃじょう優先駐車場などは、必要としている人、それしか使うことができない人がいるよ。そのことを考えて使おう。

まちなかにはこんな工夫があるよ！



せ背の高さがちがっても、いっしょに使えるね。



階段、エスカレーター、エレベーターが近くに並ならんでいると自分が使いたいものを選べるね。



言葉がわからなくても、マークや記号で伝えられることがあるよ。



だれにとっても出かけたいまち、楽しいまちは、きみにとってステキなまち。みんながたがお互いを思いやれば、まちに笑顔とありがたいの気持ちがあふれ、さらにステキなまちになるね。

ユニバーサルデザインで、 すべての人が心地よさを 描^{えが}けるまちをいっしょに つくろう

ユニバーサルデザインとは、^{ねんれい}年齢、^{せいべつ}性別、生まれた場所、^{のうりよく}障がいの有無、能力のちがいにかかわらず、だれもが自分らしくらせるまちをつくるという意味です。
このパンフレットをきっかけに、すべての人にとって心地よいまちをいっしょにつくっていきましょう。



まちのなかで気づくかな？

平成 30 年 3 月 発行

編集・発行

板橋区 福祉部 障がい者福祉課

〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1

TEL : 03 - 3579 - 2252

FAX : 03 - 3579 - 4159

編集協力

(株)石塚計画デザイン事務所



板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025
実施計画 2025

編集 板橋区福祉部障がい政策課
〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号
TEL 03-3579-2252 FAX 03-3579-4159
f-udesign@city.itabashi.tokyo.jp

令和 3 年 3 月発行

刊行物番号 R02-100



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/>